

(案)

意見書案第1号



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、標記の件に関し、次の意見書を関係機関に送付するものとする。

平成26年6月19日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 宇部市議会議員 | 重枝 尚治 |
| 賛成者 | 〃 | 笠井 泰孝 |
| 〃 | 〃 | 河崎 運 |
| 〃 | 〃 | 荒川 勝幸 |
| 〃 | 〃 | 新城 寛徳 |

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

国内最大級の感染症であるB型・C型ウイルス性肝炎の患者は、全国で350万人以上にも上るとされ、肝炎対策基本法等においても国としての責任が確認されており、種々の対策が実施されているところである。

その対策の一環である肝炎治療特別促進事業として実施されている医療費助成制度において、山口県では、平成20年度の事業開始以来、約3,000人の患者が認定を受けているところである。

しかしながら、現在の制度は、対象となる医療がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。

特に、肝硬変・肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労にも支障が出るなど、生活に困窮を来している。また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は極めて厳しく、患者の実態に沿ったものになっていないため、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

本市においても、こういった状況下におかれた患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

宇部市議会